

議案第一九号

三朝町急性灰白髄炎予防接種実費徴収条例の制定について

三朝町急性灰白髄炎予防接種実費徴収条例を別紙の通り制定するものとする

昭和三十六年三月十一日提出

三朝町長 坂出雅之

昭和三十六年三月十七日 原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎



三朝町急性灰白髄炎予防接種実費生収条例

オ一條 この条例は厚生省の急性灰白髄炎予防接種緊急措置要綱（以下要綱という）に基づき昭和三十六年一月から同年三月三十一日までとの間に予防接種を実施した場合その費用（以下実費と云う）の全額又は一部を生収しつゝの必要な事項を定めることを目的とする。

オ二條 この条例で予防接種を受ける対象者は本町の住民で昭和三十四年七月一日から昭和三十五年六月三十日までを生まれた者である。

オ三條 前条に基づき予防接種を受けた者（以下被接種者と云う）の保護者から次に掲げる限度において予防接種に要した実費を生収する。  
一 実費は要綱に基づき三四七円を限度とし、実費にはワクチン費、材料費及び医師等産科に支払いされる経費が含まれる。

オ四條 町長は要綱に基づき保護者の負担能力に応じ、次に掲げる基準により費用の一部を減額又は免除することができる。  
一 本年度において町民税を課せられていない者（実施時期における生後保護法による保護者を含む）は全額免除する。  
二 本年度において町民税の均等割のみを課せられている者は実費の四分の一を生収する。  
三 前項のいずれにも該当しない者は全額を生収する。  
又町長は災害その他特別な事由がある場合は前項基準による費用の生収額を更に減免することができる。

オ五條 前項の規定により費用の額付を指示され保護者は期限までに納入しなればならない。

オ六条 町長はオ四条オ一項による予防接種費の一部減額又は免除の決定については保籍者の町民税額を調査の上決定するものとする。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和三十一年一月一日から適用する。